

岡山県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、軽費老人ホームの運営に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

- (1) 岡山県社会福祉施設等整備費補助金又は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の規定に基づく交付金を充当して市町村が助成する施設整備に関する補助金等（以下「施設整備費補助金等」という。）を受けて軽費老人ホームを岡山県内（政令市及び中核市を除く。）に設置する者
- (2) 岡山県社会福祉・医療施設整備等審査委員会の承認を受けて軽費老人ホームを設置する者

(補助金の交付対象等)

第3条 第1条の補助金の交付対象となる費用は、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」（平成24年岡山県条例第59号。以下「基準条例」という。）に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を補助対象者が減免した場合に、その減免した費用及び介護職員の賃金改善に係る費用とする。

2 補助金の交付額は、施設ごとに次により算定した額の合計額とする。

- (1) サービスの提供に要する費用の実支出額と、岡山県軽費老人ホーム利用料等取扱規程（平成21年3月12日長寿第1946号）に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額（以下「サービスの提供に要する費用基準額」という。）を比較して少ない方の額から、サービスの提供に要する費用の年間実徴収額（当該額が別添1に定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収基準額（月額）の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）（以下「サービスの提供に要する費用本人徴収額」という。）を控除した額に、施設整備費補助金等を受けて設置し、又は増築した時点の床数を定員数で除して得た率（以下「整備補助率」という。）を乗じた額
- (2) 次の（ア）及び（イ）を比較して少ない方の額（以下「処遇改善加算額」という。）
 - (ア) 介護職員の年間常勤換算数（特定施設入居者生活介護を担当する職員を除き、各月の介護職員の常勤換算数を小数点第2位で切り捨て、各月分を合計した数）に19,000円を乗じた額
 - (イ) 実際の介護職員の賃金改善に要した額（介護職員以外の職員も賃金改善の対象としている場合を含む。以下同じ。）
- (3) 介護職員の職場環境改善の取組を一以上実施する施設について、介護職員の月間常勤換算数（特定施設入居者生活介護を担当する職員を除き、各月の介護職員の常勤換算数を合計した数を12で除し、小数点第2位で切り捨てた数。以下同じ。）に4,000円と令和8年4月から5月までの期間における月数を乗じた額
- (4) 生産性向上の取組を一以上実施する施設について、介護職員の月間常勤換算数に5,000円と令和8年4月から5月までの期間における月数を乗じた額
- (5) 生産性向上の取組を一以上実施する施設について、介護職員の月間常勤換算数に7,

000 円と申請年度内の対象期間（令和 8 年 6 月以降に限る。）における月数を乗じた額

（6）介護職員に係る定期昇給を月額 2,000 円以上実施する施設について、介護職員の月間常勤換算数に 2,000 円と申請年度内の対象期間（令和 8 年 6 月以降に限る。）における月数を乗じた額

3 前項の規定により算定した補助金の交付額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前条第 2 号に規定する者に係る補助金の交付額は、整備補助率を 1 とみなして前項の規定を準用する。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（1）軽費老人ホーム運営費補助金所要額調書（様式第 2 号）

（2）軽費老人ホーム運営費補助金所要額内訳書（様式第 3 号）

（3）軽費老人ホーム処遇改善計画書（様式第 3 号の 2）

（4）生産性向上・職場環境改善等加算計画書（様式第 3 号の 3）

（5）歳入歳出予算書抄本（又は見込抄本）

（6）補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

（7）県税の全税目について滞納がないことを証する書類（完納証明書）の写し

（補助金交付の条件）

第 5 条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものであること。

（1）サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、雑費及び利用者保健衛生費に充当する経費であること。

（2）本人から徴収するサービスの提供に要する費用の月額実徴収額が、別添 1 に定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収基準額（月額）を超えないこと。

（3）基準条例第 16 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に定める費用が別添 2 に定める利用料の徴収の基準に適合していること。

（4）処遇改善加算額を取得する場合は、処遇改善加算額に相当する介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならないこと。なお、実際の介護職員の賃金改善に要した額に、法定福利費等の増額分を含むことも可能とするが、処遇改善加算額の 3 分の 2 以上を介護職員の基本給、手当、賞与等の改善に充てなければならないこと。

（5）賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。）を低下させてはならないこと。

（6）第 3 条第 2 項第 3 号における介護職員の職場環境改善の取組とは、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 2 月 7 日老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）の表 5 に掲げる取組をいう。

（7）第 3 条第 2 項第 4 号及び第 5 号における生産性向上等の取組とは、通知の表 5 に掲

- げる「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」をいう。
- (8) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (9) 補助金と事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備え、これを証拠書類とともに事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
 - (10) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (11) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (12) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた日から起算して30日以内に、申請の取下げをすることができる。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後の事情の変更により補助金の変更交付を受けようとする場合には、第4条に定める申請手続に従い、補助金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた額の20%以内の減額である場合は、この限りではない。

- (1) 軽費老人ホーム運営費補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 軽費老人ホーム運営費補助金所要額内訳書（様式第3号）
- (3) 軽費老人ホーム処遇改善計画書（様式第3号の2）
- (4) 生産性向上・職場環境改善等加算計画書（様式第3号の3）
- (5) 歳入歳出予算書抄本（又は見込抄本）
- (6) 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

（状況報告）

第8条 補助事業者は、毎月の階層別利用人員について、知事が別に定める様式により報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）を作成し、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 軽費老人ホーム運営費補助金精算書（様式第6号）
- (2) 軽費老人ホーム運営費補助金精算内訳書（様式第7号）
- (3) 軽費老人ホーム処遇改善実績報告書（様式第7号の2）
- (4) 生産性向上・職場環境改善等加算実績報告書（様式第7号の3）
- (5) 歳入歳出決算書抄本（又は見込抄本）
- (6) 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにすることができる

当該施設の利用規程

(交付の請求)

第 10 条 規則第 15 条の規定による補助金の交付の請求は様式第 8 号により行うものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第 15 条ただし書の規定による補助金概算交付請求は様式第 8 号により行うものとし、その提出期限は知事が別に定める。

(特別の事情)

第 11 条 特別の事情により第 3 条、第 4 条、第 7 条及び第 9 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによること。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度補助金から適用する。
- 2 この要綱制定前に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 11 日から施行し、平成 16 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 18 日から施行し、平成 16 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日より施行し、平成 18 年度補助金から適用する。
この要綱の施行の際現に存する軽費老人ホームを設置している者は、岡山県社会福祉施設等整備費補助金を受けて設置した者とみなして、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行し、平成 21 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 15 日より施行し、平成 22 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 30 日より施行し、平成 23 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行し、平成 25 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日より施行し、平成 27 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 27 日より施行する。

附 則

(1) この要綱は、平成 29 年 6 月 2 日より施行し、平成 29 年度補助金から適用する。

(2) 改正前の岡山県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱に定める様式による用紙は当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行し、平成31年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日より施行し、令和4年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日より施行し、令和7年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日より施行し、令和8年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日より施行し、令和8年度補助金から適用する。

別添 1

本人からのサービスの提供に要する費用徴収基準額（月額）

（１）軽費老人ホーム

対象収入による 階層区分		費用徴収額（月額） 平成21年 4 月以降適用
1	1, 500, 000円以下	10, 000 円
2	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 100
3	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 100
4	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 100
5	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 300
6	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 300
7	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 300
8	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 400
9	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 500
10	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 600
11	2, 400, 001円～2, 500, 000円	50, 600
12	2, 500, 001円～2, 600, 000円	57, 700
13	2, 600, 001円～2, 700, 000円	64, 800
14	2, 700, 001円～2, 800, 000円	71, 900
15	2, 800, 001円～2, 900, 000円	79, 000
16	2, 900, 001円～3, 000, 000円	86, 100
17	3, 000, 001円～3, 100, 000円	93, 200
18	3, 100, 001円以上	全額

(2) 軽費老人ホームA型

①平成3年7月1日以降の入所者から適用

対象収入による 階層区分		本人からの徴収額（月額） 平成21年4月以降適用
1	1,500,000円以下	10,000 円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100
4	1,700,001円～1,800,000円	19,100
5	1,800,001円～1,900,000円	22,300
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300
8	2,100,001円～2,200,000円	35,400
9	2,200,001円～2,300,000円	40,500
10	2,300,001円～2,400,000円	45,600
11	2,400,001円～2,500,000円	50,600
12	2,500,001円～2,600,000円	57,700
13	2,600,001円～2,700,000円	64,800
14	2,700,001円～2,800,000円	71,900
15	2,800,001円～2,900,000円	79,000
16	2,900,001円～3,000,000円	86,100
17	3,000,001円～3,100,000円	94,200
18	3,100,001円～3,200,000円	102,400
19	3,200,001円～3,300,000円	110,500
20	3,300,001円～3,400,000円	118,500
21	3,400,001円以上	全額

(注意事項：軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型共通)

- この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の（1）「前年の対象収入の取扱い」、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。
- 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

②平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次の額とする。

	階層区分		本人からの費用徴収額 (月額)
A		市町村民税の非課税者	10,000 円
B		〃 均等割のみの納税者	15,100
C1		〃 所得割課税者	20,200
C2	所得 税 課 税 者	所得税 7,300円以下	25,300
C3		〃 7,301円～14,900円	30,300
C4		〃 14,901円～22,200円	35,400
C5		〃 22,201円～29,700円	40,500
C6		〃 29,701円～37,200円	45,600
C7		〃 37,201円～44,600円	50,600
C8		〃 44,601円～52,200円	55,700
C9		〃 52,201円～59,800円	60,800
C10		〃 59,801円以上	全額

別添 2 利用料の徴収基準

1 居住に要する費用（月額）

（1）居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用の徴収は、老人福祉法第 20 条の 6 及び基準条例第 2 条の趣旨に基づき、分割支払方式とすること。

なお、ここに分割支払方式とは、施設の建築年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、県補助額及び県等の借入金返還助成額等の公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）に一定の期間の月数（20 年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式をいう。

イ 軽費老人ホームの開所後に入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

（2）居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得が低い場合や夫婦で利用する場合等、入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

2 特別なサービスに要する費用

基準条例第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号の外、第 5 号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」について、その実費相当額以下を利用者の負担とすることができるものであること。

ここに「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用（特定施設入所者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。）及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まない。

ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用

イ 基準条例第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当する費用

ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用（退去時における居室の現状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、基準条例第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号に係る費用を合算した徴収額の 3 ヶ月分（概ね 30 万円を超えない部分に限る。）の範囲で徴収する費用を除く。）

3 その他の費用

前 1～2 に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものについて、その実費相当額以下を利用者の負担とすることができる。

4 退去時の取り扱い

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成 10 年 3 月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。